

自賠責共済の異動・解約等に係る特別措置について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自賠責共済の異動・解約等の手続きについて、以下のとおり特別措置を実施します。

I. 特別措置の適用地域

全国

II. 特別措置の内容

以下の期間について、異動・解約または契約内容の訂正手続きを猶予します。また、手続きを猶予する場合、異動日・解約日の取扱いを以下のとおりとします。

(1) 特別措置の実施期間

2020年4月23日（木）から2020年9月30日（水）まで

(2) 対象となる手続き

異動、解約、契約内容の訂正

(3) 対象契約

すべての自賠責共済契約

(4) 異動日・解約日

異動、解約、契約内容の訂正

① 異動日

<車両入替>

「確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日」または「契約者の申告に基づく代替車取得等の日」のいずれか遅い方の日に遡って手続きを行います。ただし、本特別措置の実施開始日を遡及の限度とします。

<車両入替以外>

異動事実が発生した日に遡って手続きを行います。（従来の取扱いと変更ありません。）

② 解約日

「確認書類（解約事由証明書等）に基づく抹消登録等の日」とします。ただし、本特別措置の実施開始日を遡及の限度とします。

Ⅲ. 留意点

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点およびお客さま・職員の安全確保の観点から、郵送での手続きを推奨しております。郵送手続きをご希望の場合は、当組合より手続き書類を送付いたしますので、最寄りの組合事務所までお問い合わせください。

なお、緊急事態宣言の発令に伴い、人員を縮小し対応させていただいている組合事務所もございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- ・手続きを行われるまでは、異動前、契約内容訂正前の自賠責証明書を車両に備え付けてください。（自賠責証明書・共済標章の紛失時を除く）
- ・共済掛金の払込が必要な手続きの場合、手続き時にお払込みをお願いします。
- ・特別措置終了後（2020年10月1日以降）のお手続きはいたしかねますので、お手続きをお忘れになりませんようお願いいたします。